

掛川市規則第15号

掛川市職員の定年延長に伴う関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の定年延長に伴う関係規則の整理に関する規則

(掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

同条同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

同条第4項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第17条第1項第7号中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

(掛川市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第2条 掛川市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成17年掛川市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年掛川市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「（以下「再任用職員」という。）で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

同条第5号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の170」を「100分の190」に、「100分の210」を「100分の230」に改める。

同条第2号中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

(掛川市職員の号給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

第4条 掛川市職員の号給の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年掛川市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号及び第3条第1号中「再任用職員異動」を「定年前再任用短時間勤務職員異動」に改める。

第4条第1項第5号中「再任用職員異動」を「定年前再任用短時間勤務職員異動」に、「第28条の5第1項」を「第22条の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員の取扱い)

2 掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年掛川市条例第37号)附則第2項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条第2項、第12条の2第1項1号及び第2号、第13条第1項第1号及び第2号、第13条第4項第2号、第13条の2第1項第1号及び第2号、掛川市職員の特殊勤務手当に関する規則第2条、掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第3条第1項第4号及び第5号、第5条、第22条第1項第2号の規定を適用する。